

由利本荘市立由利中学校いじめ防止基本方針

[いじめに対する基本的な考え方]

「いじめ」とは、人権侵害であり、人として決して許されない行為である。しかし、どの生徒にもどの学校にも起こりうると考え、学校・家庭・地域が一体となって、継続して未然防止に努め、早期発見、早期対応に取り組んでいくことが重要である。

由利中学校では、いじめに対し、お互いの価値観や個性の違いを認めるなど、人権の視点を重視し、傍観しない、放置しないことなどに組織的に取り組むことで、「いじめを生まない学校づくり」を全ての教職員で日々実践していくこととする。

いじめとは「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）」である。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

[いじめ対策委員会]

- 委員長：校長

委 員：教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、学級担任
(必要に応じて委員にスクールカウンセラーを加える。)

- 企画委員会及び定例の職員会議等において、いじめの有無や疑わしい事案がないかの確認を行い、対応等について職員間で共通理解を図る。
- 生徒の様子の観察や人間関係等にアンテナを高くしていじめの未然防止に努めるとともに、いじめが疑われる事案が発生した場合は早急に対応を検討し、解決を図る。

[未然防止]

- いじめの未然防止やいじめへの対応の仕方について、全職員の共通理解を図る。
- 生徒会による「由利中スタンダード」の活用により、「いじめは決して許さない」「いじめを生まない」という心と態度を育てていく。
- 全職員による生徒指導の4機能（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を生かした授業づくりを推進し、個々の生徒の自己有用感を高める。
- 学級担任や学年部職員が生徒の日常観察を細やかに行うとともに、教科担任との連携を密にしたり、教職員が生徒と共に活動する機会を増やしたりすることで、多方面からの生徒理解に努める。
- 教師と生徒の日々の触れ合いや生活記録ノートの記述等を生徒理解に役立てる。
- 学校生活アンケートを実施し、現状の把握、個々の生徒指導や学級指導等に生かす。
- 全教育活動を通して自他を大切にし、好ましい人間関係を築くことができるよう支援する。
- 情報支援担当によるネットマナーの指導を適宜行う。
- 生徒同士、生徒と教師、保護者・地域と学校間の信頼関係の確立と情報共有を行う。

[早期発見]

- ・日々の観察を大切にし、校内巡視の頻度を上げることで、生徒の現状や変容の把握に努める。
- ・定期的に学校生活アンケートを実施し、必要に応じて速やかに面談等を実施する。
- ・週1回の企画委員会や定例の職員会議で情報交換を行い、生徒の様子や対応の仕方を共通理解し、個々の生徒や集団の指導にあたる。
- ・学級担任が毎日生活記録ノートの点検を行い、生徒の変化を見逃さず、気になる生徒に即時対応する。
- ・ネット上のいじめがないか、SNSや投稿サイト等の情報収集を図る。
- ・いじめ相談窓口を設置する。(生徒指導部・SCへの相談・養護教諭)
- ・SCによる相談活動と情報交換、連携指導を行う。
- ・保護者や地域との連携を密にし、家庭や地域及び学校での様子の情報交換を行う。

[いじめに対する措置]

- ・いじめに関する情報を得た場合は関係職員で情報を共有し、組織的に対応しながら、速やかに当該生徒を保護するとともに事実の確認を行う。
- ・いじめが確認された場合は被害生徒の身の安全を確保し、加害生徒には早急にいじめをやめさせるとともに、被害生徒や加害生徒との面談を通して適切な指導・助言を行う。また、関係した生徒や保護者についても相談活動及び助言等を行う。
- ・必要に応じて関係諸機関との連携を図り、組織的に対応する。
- ・いじめの状況によっては教育委員会、警察等の関係諸機関との連携を図る。
- ・被害生徒、加害生徒双方にSCや関係諸機関の活用を含めた心のケアを行う。
- ・被害生徒と加害生徒以外の第三者の生徒に対しても適切な指導を行う。
- ・当該生徒の事後の経過観察と職員間の情報共有を丁寧に行い、個々のケースに応じた再発防止策を徹底する。
- ・保護者や地域との連携を密にし、家庭や地域及び学校での様子について継続的な情報交換を行い、再発防止に努める。

[保護者や地域との連携]

- ・保護者面談の実施
- ・PTA学級・学年懇談や通信等での啓発
- ・地域でのボランティア活動の推進や職場体験学習の実施

[関係諸機関との連携]

- ・由利小学校、ゆり保育園との連携による生徒理解の推進と生育歴の把握
- ・由利教育学習課、市教育委員会との連携
- ・由利駐在所等関係諸機関との連携
- ・福祉機関、医療機関との連携